

函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン（案）に対する
パブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について

案 件 名	函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン(案)
募 集 期 間	令和8年(2026年)2月10日(火)～3月12日(木)
担 当 課	函館市環境部環境政策課
意見提出者数	個人 1名 (意見1件), 法人等 1団体 (意見2件)

「意見の概要」については、原文を要約および分割して載せており、類似したご意見はまとめています。

○函館市再生可能エネルギー発電施設の設置および管理に関するガイドライン（案）に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	第9条「近隣住民等への対応」について、周辺環境や地理的条件により、再生可能エネルギー発電事業の影響が近隣住民だけにとどまらないことも想定されるため、市の判断により柔軟な対応ができるよう、規定を追加してほしい。	いただいたご意見を参考に、ガイドライン第2条（7）「近隣住民等」へ「その他市が必要と認める者」を追加します。
2	再生可能エネルギーの電磁波は動物に影響を及ぼすのではないかと考えられるので、多様な視点を取り入れたガイドラインとしてほしい。	ガイドライン第7条「配慮事項」において、事業者等に対し、自然環境への配慮として、「動植物の生息または生育、植生および生態系の状況を踏まえ、自然環境への影響を回避または極力低減すること」を求めていますので、いただいたご意見につきましては、今後のガイドライン運用の参考とさせていただきます。
3	再生可能エネルギー発電事業の環境影響評価手続きに関する環境アセスメント図書について、WEB上での長期間の閲覧と印刷を可能としてほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

<p>意見等を考慮した結果の修正案</p>	<p>下記の通り修正します。</p> <p>【修正前】 (用語の定義) 第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。 ア～エ (略)</p> <p>【修正後】 (用語の定義) 第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。 ア～エ (略) <u>オ その他市が必要と認める者</u></p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>環境部環境政策課 TEL : 0138-85-8197 E-mail : kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp</p>